

FM 認証等に係る機関審査について

認定審査における現地立会では、主として認証審査員の力量を見ている。

立会で現地審査を担当した認証審査員については、履歴、資格、認証審査経験、研修履歴を別途把握し、報告書に記載することがある。

○ 認証審査員の力量

・ ISO/IEC17065

6.1.1.1 要員は、必要な専門的判断を行い、方針を定め、これを実行することを含め、自身が遂行する機能に関して力量を持たなければならない。

6.1.2 認証プロセスに関する要員の力量のマネジメント

- ・ 力量の基準、教育・訓練、力量の実証、正式承認、監視。
- ・ 要員についての記録の維持。

・ SGEC 基準文書 5-1 付属書 3 「認証機関の審査員の要件」

本文書は、ISO/IEC17065 の認証機関の要員に係るすべての要求事項が適用される。

3-3 力量

3-3-1 認証機関は、審査員が SGEC 基準文書 1、同 3 及び同 4 に係わる用語、知識、理解及び技能を適用する力量を有していることを確実にしなければならない。

3-3-2 認証機関は、審査員が特に次の分野における知識及び技能等を適用する力量を有していることを確実にしなければならない。

- a) 審査の原則、手順、及びテクニックについて、審査員がこれらを適切に適用し、審査が一貫した体系的方法で実行できることを可能とするため。
- b) 組織の規模、構造、機能、取引関係、全般的なビジネスプロセス、顧客組織に関する知識等の状況について、審査員が組織の業務の背景を理解するための力量。
- c) SGEC 基準文書 3 「2 国際条約・国内法と SGEC/PEFC 関連文書」及び SGEC 基準文書 4 「3-7 問題のある出処」の遵守等について、審査員が森林管理並びに林産物材料の調達及び出所に問題がある原材料の回避に関連する国際法、国内法の森林統制や法令の執行などについて理解し、顧客組織による出所に問題がある原材料の調達の回避の手順に関する評価を可能にするための力量。

3-3-3 認証機関は、審査員の審査実施要領やその行為に関わるリスクのレベルに基づき、審査の立会、審査報告書のレビュー、顧客組織の意見などの方法を活用して、審査員の年次モニタリングの証拠書類を策定し、SGEC/PEFC ジャパンの求めに応じて SGEC/PEFC ジャパンに提出しなければならない。特に、認証機関は訓練の必要性を見極めるために、その成績に照らした審査員の力量に関するレビューをしなければならない。

注：SGEC 基準文書 1「SGEC 認証制度の管理運営規則」

SGEC 基準文書 3「SGEC 持続可能な森林管理—要求事項」

SGEC 基準文書 4「SGEC 森林及び森林外樹木製品の COC—要求事項」

○ FM 認証等の現地審査の立会

認証機関が認証審査を実際に行っている現場を観察し評価する。その際、出来るだけ具体的事実、状況を記載して評価する。認証審査員に対する評価、判断の根拠が必要。

(この整理は、私個人の考えである。)

1) 林業経営の理解

- ・管理主体 公的機関、会社組織、自営組織
- ・管理方式 所有山林、受託山林
- ・管理主体と所有方式の組み合わせによる経営の特徴をおさえる。
(公的機関：所有山林、(例外で施設森林組合：受託山林))、(会社組織：所有山林ないし受託山林)、(自営組織(自営林家)：所有山林)
- ・公的機関以外は経営理念が書類で整理されていない場合が多く、この場合、経営者の考え方を聞いて確認することになる。
- ・森林認証を受けている経営体は、自ら労務組織を持っているか、または下請としての労務組織を確保していることが多い。自営林家の場合は、家族による労務が主体で別途雇っつけの労務を一人ないし二人含めている場合がある。

2) 実施計画、申請者対応の妥当性について、妥当性を評価する。

- ・認証審査実施計画書が適切に作製され、丁寧に説明されているかの確認。
認証範囲・認証基準は適切か。評価スケジュール・工数は十分か/不足はないか/過剰はないか。評価サンプルは妥当か。(認証審査終了後に審査時間の妥当性等を判断・確認)
- ・申請者対応について
評価計画書の理解が十分になされているか。
認証依頼者の異議申立ての権利や対応義務、指摘事項等について、事前説明・確認が十分になされているか。

3) 実施審査時

- ・認証の対象となる審査範囲やサンプルは、評価の対象として適切か。
- ・認証基準にある要求事項を遺漏なく網羅した評価か。
- ・評価の判断(適否)は妥当か。
- ・評価に使う手順書(あるいは、チェックリスト)の使用は適切か。
- ・認証審査員の専門知識/見識等の技術的基盤は十分か。森林施業の内容の理解のため。

- ・ 認証依頼者との意思疎通は十分か/技術的事項について共通理解が出来ているか。
(認証依頼者は認証評価の意図を理解しているか)(認証審査員は、認証依頼者に理解してもらう努力をしているか)
- ・ 認証審査員の評価能力(技術面)/認証審査スキルは十分か。
- ・ 認証審査チームとして認証審査で評価する能力に問題はないか。
- ・ 持続可能な森林管理の要求事項(いわゆるガイドライン)について、エビデンスを得ながら確認しているか。

○その他の関心事項

- ・ 我が国の零細な森林所有の実態を踏まえて、グループ森林の取り組みが重要である。
- ・ 現状では、31の団体がグループ森林の認証を受けているが、そのうち個人所有者のみの団体は一団体のみである。また、この団体は、構成員9名で。約2,300ha強の認証森林面積なので、零細所有者の集合体とは言えないが、森林所有者がグループを組む方法について示唆を与えてくれる可能性がある。
- ・ 森林所有者によるグループ形成を促進する方策を考える必要がある。